

ア 税率改正について

今年度、令和4、5年度の保険税率改正を予定しています。

【当初の保険税率改正方針】

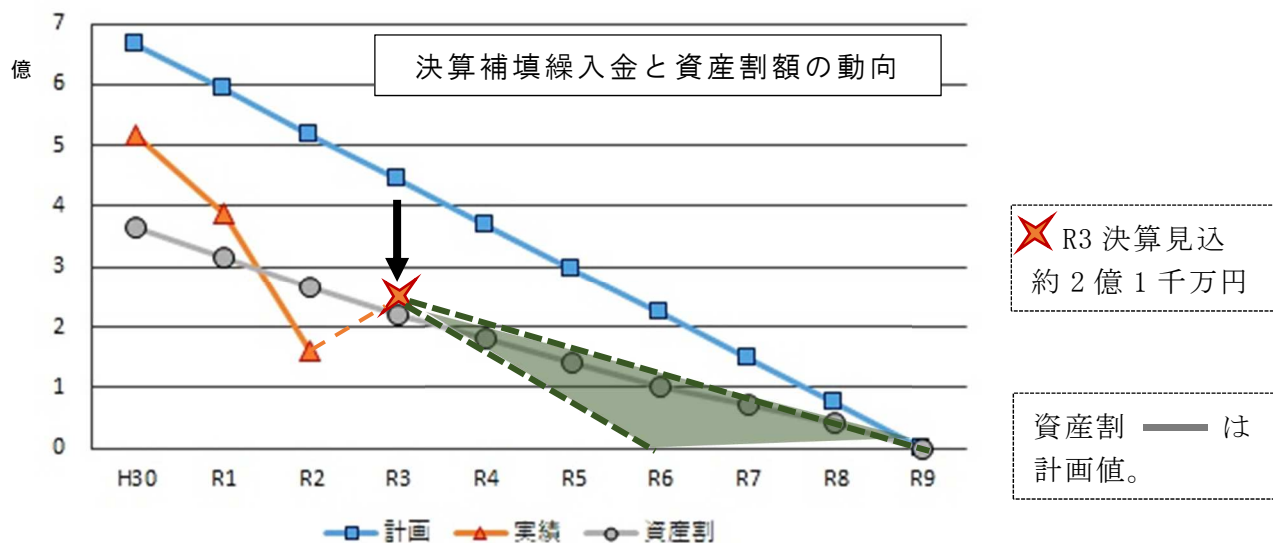
- ・ 保険税負担の増加に対して激変緩和を図り、決算補填等目的の一般会計繰入金は令和9年度に解消する。(7,400万円/年ずつ削減する。)
- ・ 資産割税率は、一度での廃止は負担が大きくなることから、令和9年度に廃止とする。(令和8年度まで賦課)

【国の動き、県内市の状況】

- ① 国は、決算補填等目的の一般会計繰入金の早期解消を求めており、「解消期間があまりにも長い市町村には対応を求める」としている。
- ② 令和6年度以降資産割を賦課する県内市はなくなる見込みである。県内では、資産割を廃止し、賦課方式を3方式へ変更する動きが加速しており、令和3年度は54市町村中9市町村、市に限っては、38市中5市となっている。また、本市を除く4市においては令和6年度までに廃止する予定である。

【今回の税率改正のポイント】

- ① 決算補填目的の繰入金の解消について、令和9年度を目標としているが、国は早期解消を求めている。
- ② 令和9年度に廃止としている資産割について、令和6年度には大半の県内市町村が廃止する見込みである。
- ③ 1世帯当たりの税負担の上昇を、1年あたり約3,600円、約2.7%程度に抑えて激変緩和を図る。



現在、「決算補填繰入金早期解消」「資産割の早期廃止」「税負担の激変緩和」を踏まえた案を作成し、いずれが適当であるか検討しています。年内に方針を決定する予定です。

**【今後の予定】**

令和3年12月までに 方針に基づく試算  
 令和4年2月までに 当協議会に諮問、答申  
 令和4年3月議会 条例改正議案上程

**イ 未就学児に係る均等割の軽減について**

令和3年9月10日に「全世代対応型の社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律」が公布され、未就学児（6歳に達する日以後最初の3月31日以前である被保険者）に賦課する被保険者均等割額を5割減額することとされました。（※低所得者世帯に係る保険税の軽減世帯は、軽減後の均等割額からさらに5割を減額する。）

なお、施行日は令和4年4月1日です。

**【現在の負担状況】**

※金額は医療分と支援分の合計年額

軽減なし世帯の子	均等割負担額 31,400円	
2割軽減世帯の子	25,120円	軽減分 6,280円
5割軽減世帯の子	15,700円	軽減分 15,700円
7割軽減世帯の子	9,420円	軽減分 21,980円

国・県・市負担分



**【改正後の負担状況】** 軽減世帯は軽減後の額のさらに5割が軽減されます。

軽減なし世帯の子	15,700円	追加軽減分 15,700円
2割軽減世帯の子	12,560円	追加軽減分 12,560円
5割軽減世帯の子	7,850円	追加軽減分 7,850円
7割軽減世帯の子	4,710円	追加軽減分 4,710円

国・県・市負担額分

改正により、新たに  
軽減対象となる額

※改正による軽減の追加分の財源は、従来のとおり、国・県・市での負担となる。

**《参考》令和3年8月末現在 未就学児加入状況**

軽減なし世帯の子 232人（187世帯）、2割軽減世帯の子 60人（46世帯）  
 5割軽減世帯の子 81人（69世帯）、7割軽減世帯の子 175人（149世帯）

**→影響額（試算）**

$$15,700円 \times 232人 + 12,560円 \times 60人 + 7,850円 \times 81人 + 4,710円 \times 175人 = \underline{5,856,100円}$$

このうち市の負担は1/4となる見込みです。